

沖縄県農山漁村活性化対策整備事業交付要綱

平成19年11月21日 制 定

平成26年4月11日 最終改正

(趣旨)

第1条 知事は、農山漁村の活性化を図るため、国の定める沖縄振興公共投資交付金制度要綱（平成24年4月6日付け各府省事務次官連名通知）、沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号。以下、「交付要綱」という。）に基づき、市町村、農林漁業団体等（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。）第5条第4項に定める農林漁業団体等）が行う事業に要する経費、若しくは農林漁業団体等が実施する事業に対し市町村が補助する経費に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとし、その交付に関しては沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業、経費及び交付率)

第2条 交付の対象となる事業に要する経費及び交付率は、別表に定めるところによる。

(交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする市町村等は、交付金交付申請書（第1号様式）を、毎年度知事が別に定める日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村等が交付金交付申請書を提出するにあたって、当該交付金に係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(事業内容、経費配分及び交付額増減の変更)

第4条 市町村等は、事業内容、経費配分を変更（軽微な変更を除く）及び交付額増減の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、事前にその承認を受けなければならない。

2 前項に規定する軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(着手報告)

第5条 交付金の交付決定を受けた市町村等は、着手後14日以内に、着手報告書(第3号様式)にて、知事に報告しなければならない。

(申請の取り下げ)

第6条 市町村等は、交付金の交付申請を取り下げようとするときは交付金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに行わなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 市町村等は、事業を中止、又は廃止するときは、事業中止(廃止)承認申請書(様式4号)を知事に提出し、事前にその承認を受けなければいけない。

(完了予定日の変更)

第8条 市町村等は、当該事業が予定期間内に完了しないときは、予定期間延長承認申請書(第5号様式)を知事に提出して、事前に承認を受けなければならない。

(概算払い請求)

第9条 第5条の着手報告した市町村等は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第10条 市町村等は、交付金の交付決定通知のあった年度の各四半期(第4・四半期は除く)の末日現在における事業の遂行状況について、当該四半期の最終月の翌月の15日までに遂行状況報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 市町村等は、事業が完了した日から起算して20日以内又は交付金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

2 市町村等が前項の実績報告書を提出するにあたって、当該交付金に消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 市町村等が前項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、交付金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を消費税等相当額報告書報告書(第9号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類の経由)

第12条 この要綱により知事に提出する書類は正副各1部とし、所轄の農林水産振興センター又は農林土木事務所又は支庁管内においては当該支庁農林水産整備課を経由しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第19条第2号で定める財産は、それぞれ1件の取得価額50万円以上のものとする。

(証拠書類の保管)

第14条 市町村等は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

ただし、取得財産について定める処分制限期間内は、財産管理台帳（様式10号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年11月21日から施行し、平成19年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月3日から施行し、平成20年度予算に係る交付金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月11日から施行し、平成26年度予算に係る交付金から適用する。

別表(交付対象経費及び交付率)

《参考》

交付対象経費	対象事業名	事業メニュー等	交付率	国庫 負担率	要件種別 (交付要綱別表)	重要な 変更
(1) 事業費						
① 交付要綱別紙31別表の(1)生産基盤及び施設の整備に関する事業のうち、右に掲げる事業の実施に要する経費	基盤整備	1 農業用排水施設	9.1/10以内 (離島にあっては9.55/10以内)	8/10	6	1. 事業主体の変更 2. 事業メニューの新設又は廃止 3. 事業費から附帯事務費への経費の流用
		2 農業用道路	〃	〃	6	
		3 暗きょ排水	〃	〃	6	
		4 客土	〃	〃	6	
		5 区画整理	〃	〃	6	
		6 農地造成	〃	〃	6	
		7 交換分合	〃	〃	6	
		8 農用地保全	〃	〃	6	
		9 土地改良施設保全	〃	〃	7	
		10 農業集落道	〃	〃	7	
		11 連絡農道	2/3以内	2/3	23	
		12 地形図作成	9.1/10以内 (離島にあっては9.55/10以内)	8/10	9	
		13 農用地等集団化	〃	〃	10	
		14 林道・作業道	2/3以内	2/3	15	
	生産機械施設	15 新規作物導入支援施設	〃	〃	14	
		16 育苗施設	〃	〃	14	
		17 農林水産物運搬施設	〃	〃	14	
		18 営農雑用水利施設	9.1/10以内 (離島にあっては9.55/10以内)	8/10	7	
		19 高生産性農業用機械施設	2/3以内	2/3	14	
		20 農業経営改善安定機械施設	〃	〃	14	
		21 農林業基盤整備用機械	〃	〃	14	
		22 林業機械施設	〃	〃	16	
		23 特用林産物生産施設	〃	〃	16	
		24 育苗生産・蓄養施設	〃	〃	17	
	処理加工・集出荷貯蔵施設	25 農林水産物処理加工施設	〃	〃	14	
		26 乾燥調整貯蔵施設	〃	〃	14	
		27 農林水産物集出荷貯蔵施設	〃	〃	14 17	
	28 新規就農者技術習得管理施設	〃	〃	14		
② 交付要綱別紙31別表の(2)生活環境施設の整備のうち、右に掲げる事業の実施に要する経費	簡易給排水施設	29 簡易給水施設	〃	〃	23	
		30 簡易排水施設	〃	〃	23	
	防災安全施設	31 飲雑用水利施設	5/6以内	〃	28	
		32 防災安全施設	9.1/10以内 (離島にあっては9.55/10以内)	8/10	7	
③ 交付要綱別紙31別表の(3)地域間交流拠点の整備のうち、右に掲げる事業の実施に要する経費	地域資源活用総合交流促進施設	33 都市農山漁村総合交流促進施設	5/6以内	2/3	28	
		34 木材利活用促進施設	2/3以内	〃	19	
		35 地域連携販売力強化施設	5/6以内	〃	28	
		36 地域資源活用交流促進施設	2/3以内	〃	19	
	農林漁業体験施設	37 農林漁業体験施設	5/6以内	〃	28	
		38 農山漁村体験施設	2/3以内	〃	19	
	自然環境等活用交流学習施設	39 自然環境保全・活用施設	5/6以内	〃	28	
		40 教養文化・知識習得施設	2/3以内	〃	20	
	④ 交付要綱別紙31別表の(4)その他省令で定める事業のうち、右に掲げる事業の実施に要する経費	地域資源活用起業支援施設	41 地域資源活用起業支援施設	5/6以内	〃	28
			42 リサイクル施設	2/3以内	〃	14
地域資源循環活用施設		43 自然・資源活用施設	5/6以内	〃	28	
		44 高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	2/3以内	〃	24	
地域住民活動支援促進施設		45 健康管理等情報連絡施設	5/6以内	〃	28	
		46 船舶離発着施設	2/3以内	〃	24	
農地等補完保全整備		47 小規模農林地等保全施設	5/6以内	〃	28	
景観・生態系保全整備		48 景観・生態系保全整備	2/3以内	〃	13	
5/6以内	〃	28				
⑤ 上記①～④の事業と一体となって実施する交付要綱別紙31別表(5)に掲げる事業事務の実施に要する経費	一体となって実施する上記①から⑤の事業の交付率と同率。(ただし、農山漁村活性化施設整備付帯事業については1/2以内)					
(2) 附帯事務費						
(1)の事業に係る事務であって、事業の実施及び指導監督を行うものに要する経費			要件種別6から10を該当要件とする事業メニューについては7.5/10以内(離島にあっては8/10以内) それ以外は1/2以内			